

### 軽度者に対する福祉用具貸与のための確認申請書

紋 別 市 長 様

軽度者に対する福祉用具貸与について、例外給付の対象として指定(介護予防)福祉用具貸与を居宅(介護予防)サービス計画に位置付けるため、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

居宅介護(介護予防)支援事業者名 \_\_\_\_\_ 印

(計画作成担当者) \_\_\_\_\_

被 保 険 者 番 号				被 保 険 者 氏 名			
住 所					申 請 区 分	新 規	更 新
要 介 護 度 等	要 支 援 1	要 支 援 2	経 過 的 要 介 護		要 介 護 1		
前 回 の 確 認 書 有 効 期 間	平 成	年	月	日	か ら	平 成	年 月 日

(1)軽度者に対する必要貸与品目	車いす及び車いす付属品 床ずれ防止用具及び体位変換器 移動用リフト(つり具の部分を除く)	特殊寝台及び特殊寝台付属品 認知症老人徘徊感知機器
(2)医師の意見 (医学的な所見)	) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示(平成 12 年厚生省告第 23 号。以下同じ。)第 19 号のイに該当する者 ----- ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 19 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者 ----- ) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 19 号のイに該当すると判断できる者 ----- 上記医学的な所見の確認方法 主治医意見書により確認 医師の診断書により確認 医師から所見を聴取することにより確認  その他 [ ]	
(3)福祉用具貸与が特に必要である旨の判断	サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断 その他 [ ]	
(4)添付書類	医師の医学的所見のわかる書類 サ - ビス担当者会議の内容がわかる書類 その他 [ ]	

備 考

- (1)、(2)、(3)の項目ごとにチェックを付けて下さい。なお(2)は ) ) のいずれかにチェック、そしてその確認をした方法について、いずれかの項目にチェックをしてください。
- (2)、(3)の項目について、その判断をした資料の写しを添付してください。なお(2)の「医師から所見を聴取することにより確認」の場合は、担当の計画作成担当者が医師から所見を聴取し、居宅(介護予防)サービス計画に記載したものの写しを提出してください。なお、この際、当該医師の名前を記載されている必要があります。(3)については、サービス担当者会議の記録等、客観的にその経過書面にて確認できるものの写しを提出してください。